

# 多久都市計画公園の変更に係る 都市計画案の縦覧を行います

多久都市計画公園（6・5・1号 中央公園）の変更に係る都市計画案を作成しましたので、都市計画案の縦覧を行います。

【都市計画案の種類および名称】

多久都市計画公園 6・5・1号  
中央公園

【都市計画を定める土地の区域】

多久市北多久町大字小侍の一部

【縦覧場所】

都市計画課（東庁舎2階）

【縦覧期間】

10月10日（火）～10月24日（火）  
8時30分～17時15分  
（土・日曜日を除く）

【意見書の提出】

多久市に住民登録がある人および利害関係人で当該都市計画案に意見がある場合は、意見書を提出することができま。

〔提出期間〕10月10日（火）～

10月24日（火）まで

〔提出先〕都市計画課



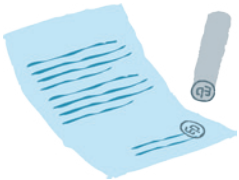
## お忘れなく 土地取引後は利用目的と 取引価格の届出が必要です

「国土地用計画法」に基づき一定面積以上の土地を売買などで取り引きした場合、買主は**契約締結日を含め2週間以内**に、土地の利用目的や取引価格などを土地の所在する市町村に届けなければなりません。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6か月以下の懲役または、100万円以下の罰金が科せられることがあります。

■届出が必要な土地の面積

都市計画区域内 5,000㎡以上  
都市計画区域外 10,000㎡以上



問い合わせ

都市計画課 都市計画係 ☎75-4827

問い合わせ

都市計画課 都市計画係 ☎75-4827

# 10月1日は浄化槽の日です

みなさんの協力できれいな川や海が保たれます。

浄化槽設置への理解をお願いします

◆浄化槽とは

水栓トイレや台所、風呂場などからの汚水を処理し、きれいな水にする施設です。浄化槽は微生物が汚水の中の汚物を食べ、きれいな水にする働きを利用しています。

◆浄化槽の維持管理および保守点検が必要です

浄化槽は適正な維持管理が行われないと、その機能が十分に発揮されなくなり、その放流水が河川などの汚れの原因になります。

こともあります。そこで、機械の点検・補修や消毒剤の補給などが必要です。

また、浄化槽内にたまった汚泥を汲み取り清掃をしていただく必要があります。

多久市では、住宅、店舗、事業所その他の建築物（建売住宅は除く）に浄化槽を設置しようとする場合は、予算の範囲内で補助金を交付します。

ただし、下水道が整備されている地域および公共下水道の事業計画区域内は交付されません。

# 第4回 骨董&蚤の市 in 多久聖廟

「秋季釈菜」の開催に合わせ「骨董&蚤の市 in 多久聖廟」を開催します。

今年で4回目を迎える「骨董&蚤の市 in 多久聖廟」。今年は周辺の市町を含め、約50店舗の出店を予定しています。さまざまな骨董品のほか、懐かしのアンティークや古布、古道具など多種多様な品々が販売されます。

また、軽食ブースの出店も予定しています。

■開催日 10月22日（日） 9時～16時（雨天決行）

■場所 多久市物産館『朋来庵』 南側自由広場



問い合わせ

多久市観光協会 ☎74-2502

問い合わせ

都市計画課 都市計画係 ☎75-4827